

西尾市民病院広報活動業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

西尾市民病院広報活動業務

(2) 業務内容

業務内容は別紙「西尾市民病院広報活動業務仕様書」のとおりとし、本業務に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により決定する。

(3) 業務場所

愛知県西尾市熊味町上泡原 6 番地 西尾市民病院
受託者の指定する場所

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 委託料の提案上限額

本業務委託における提案上限金額は、4,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 令和 6・7 年度西尾市入札参加資格者名簿（物品等）に以下の登録がされている者であること。ただし、公告の日までに登録が完了していること。

①大分類「01:製造・販売」、中分類「08:出版・製本」、小分類「04:雑誌出版」

②大分類「03:役務の提供等」、中分類「03:映画等制作・広告・催事」、小分類「02:広告」、細分類「01:広告・企画代行」

③大分類「03:役務の提供等」、中分類「03:映画等制作・広告・催事」、小分類「04:デザイン」、細分類「01:デザイン」

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(3) 西尾市競争入札参加停止措置要綱に規定する停止措置を受けていないこと。

(4) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

(7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

(8) 過去 5 年間に、病院や法人等の医療分野において、広報活動における企画、進行管理から広報資材の製作までの完了実績があること。

(9) 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置く者であること。

3 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒445-8510

愛知県西尾市熊味町上泡原 6 番地
 西尾市民病院 事務部医事課医事・情報担当
 電話：0563-56-3171（代表）
 電子メールアドレス：siminbyouin@city.nishio.lg.jp

4 事業者選定のスケジュール

内容	提出期限等
プロポーザル実施の公告	令和7年 4月 4日（金）
参加資格申請書の提出期限	令和7年 4月23日（水）午後5時まで
質問書の提出期限	令和7年 4月23日（水）午後5時まで
参加資格確認通知書の発送	令和7年 4月30日（水）
質問書に対する回答	令和7年 4月30日（水）
企画提案書等の提出期限	令和7年 5月23日（金）午後5時まで
本審査参加審査結果通知書の発送 （提案者が5者を超える場合）	令和7年 5月28日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年 6月 9日（月）
結果通知書の発送	令和7年 6月16日（月）
契約締結（予定）	令和7年 7月 1日（火）

5 参加資格申請書の提出

（1）提出書類等

①参加資格申請書（様式第1号）

②会社概要書（様式第2号）

※パンフレット等があれば添付すること。

③業務受託実績表（様式第3号）

※事業者の実績状況が把握できる契約書等（契約案件名、契約金額、契約当事者が記載されている部分のみ）の写し、企画提案内容及び広報誌等の制作物の写し等を添付すること。

④納税証明書等（未納の税額がないことの証明書、参加資格申請書の提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの）

※国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税）、市町村税（法人市町村民税及び軽自動車税）について、国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類（参加資格申請書提出時点において発行できる直近1年度分）

（2）提出部数

各1部

※参加資格申請書等の様式は西尾市ホームページから入手すること。

（3）提出先

「3 担当部局」と同じ

（4）提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。）とする。

ただし、持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時ま

でとする。

(5) 提出期限

令和7年4月23日（水）午後5時まで（必着）

(6) 参加資格確認通知書の発送

参加資格申請書を提出した事業者について、参加資格要件を有する者であるかを確認し、令和7年4月30日（水）までに参加資格確認通知書（様式第4号）を発送する。

6 質問の受付・回答

企画提案書等の作成に係る質問の受付回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付期限

令和7年4月23日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールで質問書（様式第5号）を「siminbyouin@city.nishio.lg.jp」まで送信し、送信後は土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時までの間に、電話で受信確認をすること。

電子メールの件名は、「西尾市民病院広報活動業務に関する質問【事業者名】」とすること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年4月30日（水）までに西尾市ホームページで公表する。また、参加資格確認により参加資格を有すると認められた事業者（以下「参加事業者」という。）全てに電子メールで回答する。

(4) その他

- ①電話、窓口、郵送及びFAXによる質問には応じない。
- ②審査に関する質問及び回答に対する再質問は受け付けない。
- ③質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

7 企画提案書等の提出

参加事業者は、次のとおり企画提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式第6号）※表紙部
- ②会社概要書（様式第2号）※業務案内（パンフレット）等があれば添付すること
- ③業務受託実績関係書類
 - ア 業務受託実績表（様式第3号）※最大5件まで提出可
 - イ 業務受託実績に関する証明（契約書の写し及び制作物の写し等）
- ④企画提案書（任意様式）
 - ア 企画提案書の様式は任意とするが、本要領及び仕様書に基づき、考え方や提案を記載すること。
 - イ 広報誌のサンプル（紙質や構成がわかるもの）及び広報誌作成の年間スケジュールを添付すること。
- ⑤提案見積書及び見積内訳書（任意様式）
 - ア 提案見積書に記載する金額は、企画提案書に記載する内容に対して必要な費用をすべて含めること。

イ 見積内訳書は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算すること。なお、積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内訳についても記載すること。

(2) 提出部数

正本各1部、副本各25部

(3) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

「3 担当部局」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。）とする。

ただし、持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時までとする。

(6) 企画提案書等の作成上の留意事項

①企画提案書等はA4縦長ファイル1冊にまとめて提出すること。

②ファイルの表紙及び背表紙には、「西尾市民病院広報活動業務委託企画提案書」とタイトルを記載し、正本・副本の別を表示すること。

③各提出書類の間には、仕切りやインデックス等を挟み、ページ番号を付与し、表紙、目次を付けること。

④原則、全ての書類はA4判縦（A3判折り込み可）、横書きとし、左綴じが可能な形で作成すること。

8 提出された企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書に記載された提案内容は、当該企画提案書の提案者の許可なく使用しない。

ただし、西尾市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成13年12月25日条例第20号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者の特定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 審査の手続き及び受託候補者の特定

提出された企画提案書等について、西尾市民病院広報活動業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記のように審査を実施し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

なお、提案者が5者を超えた場合は、選定委員会において書面審査を行うものとする。書面審査結果については、令和7年5月28日（水）までに本審査参加審査結果通知書（様式第7号）を発送し、書面審査通過者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

(1) 本審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）

①日程 令和7年6月9日（月）

※時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

②本審査への出席は必要最小限の人数（3名程度を基準とする。うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1事業所あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

③プロジェクターの使用

プロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

(3) 評価基準

別紙「西尾市民病院広報活動業務プロポーザル評価基準」による。

(4) 受託候補者の特定

①提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。

②受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を選定する。

③提案者が1事業所であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として特定しない。

④受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

10 審査結果の通知

(1) 審査結果の通知

令和7年6月16日（月）までに全ての参加事業者へ結果通知書を発送する。

(2) その他

①審査結果に関する問い合わせには、一切応じないものとする。

②審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

11 参加者の失格

参加事業者が、次の事項に該当すると西尾市が判断した場合は失格とする。ただし、西尾市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 参加資格要件がないと認められた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 指定した提出期限までに提出書類を提出しなかった場合

(4) 提案上限額を超える金額の見積書を提出した場合

(5) その他本要領を遵守しない場合

12 契約手続き等

(1) 受託候補者は当院と本業務委託について契約に必要な事項を協議した後、当院が作成した契約書によって契約を締結するものとする。

(2) 契約内容については、企画提案書等の内容を踏まえて受託候補者との協議を経て決定するものとするが、企画提案書等の内容に限定されることなく、変更できるものとする。

(3) 受託候補者との協議の過程において、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定時に受託候補者の次に順位の高い者と契約交渉を行うものとする。

- ①受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - ②契約締結時までに本要領 11 の参加者の失格の要件に該当していることが判明したとき
 - ③契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - ④その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (4) 契約金額は、企画提案書等に記載された見積金額がそのまま採用されるのではなく、受託候補者との協議により本業務の仕様書を確定した後に決定するものとする。
- (5) 契約保証金は、西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）第 29 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付することとする。ただし、同規則第 31 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

14 その他

- (1) 本プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (3) 参加資格申請書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 提出後の参加資格申請書及び企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 電子メール等の通信事故について、西尾市は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「西尾市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、西尾市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (7) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約を締結しない措置を講じることがある。
- (8) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。